

平成30年第2回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	件名	説明
1	専決処分の承認を求めることについて (武蔵野市市税条例の一部を改正する条例) (例規P. 1088)	地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正等に伴うほか、所要の改正をしたものである。 ①租税特別措置法第66条の7若しくは第68条の91又は同法第66条の9の3若しくは第68条の93の3の規定の適用を内国法人が受ける場合、控除すべき額を法人市民税から控除することについて規定 ②法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の計算の特例について規定 ③固定資産税・都市計画税に係る土地の課税標準の特例措置等の期間の延長(平成27年度から平成29年度まで→平成30年度から平成32年度まで) ④用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る負担調整措置として「みなし方式」を継続することについて規定 ⑤その他地方税法等の改正に伴う規定整備
2	専決処分の承認を求めることについて (武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例) (例規P. 1773)	地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)の施行による地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の改正に伴い、所要の改正をしたものである。 ◎低所得者に対する国民健康保険税軽減措置の拡充(均等割額の軽減対象となる所得基準額の引上げ)
3	武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 98)	公職選挙法の一部を改正する法律(平成29年法律第66号)の施行を踏まえ、所要の改正をするものである。 ◎市議会議員選挙におけるビラの作成について公費負担することについて規定(その額の範囲内で、無料とする。)
4	武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (例規P. 955)	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成30年政令第29号)の施行に伴い、所要の改正をするものである。 ◎非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における補償基礎額に係る加算額の改定
5	議会の議決すべき定期借地権の設定に関する条例 (新規)	議会の議決に付すべき定期借地権の設定について定めるため、制定するものである。 ◎敷地面積が2,000㎡以上の土地に係る定期借地権の設定について、議決事件とする。
6	武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例 (例規P. 1088)	地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正等に伴うほか、所要の改正をするものである。 ①平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額の引上げ(125万円以下→135万円以下) ②平成33年度以後の各年度分の個人の市民税における基礎控除及び調整控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、これらの適用はできないこととする。 ③固定資産税の課税標準の特例(わがまち特例)の割合を定める。 ④市たばこ税の税率の段階的引上げ(H30.10.1~H32.9.30:1,000本につき5,692円→H32.10.1~H33.9.30:1,000本につき6,122円→H33.10.1~:1,000本につき6,552円) ⑤市たばこ税について、製造たばこの区分に「加熱式たばこ」の区分を新設(加熱式たばこの換算方法については、段階的に導入する。) ⑥市たばこ税について、H30.10.1、H32.10.1又はH33.10.1前に売渡し等が行われた製造たばこを、これらの日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行う。 ⑦その他地方税法等の改正に伴う規定整備

7	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 1535)	子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第155号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 ◎幼児教育の段階的無償化の推進 ①所得割額が77,100円以下の教育認定子どもに係る利用者負担額の減額（ひとり親世帯等以外の世帯14,100円→10,100円）
8	武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (例規P. 1611)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 ◎基準省令の改正に伴う改正（放課後児童支援員になれる者の資格の改正（対象者の拡大）） ①幼稚園、小学校、中学校等の教諭となる資格を有する者 → 教育職員免許法第4条の免許状（普通免許状、特別免許状又は臨時免許状）を有する者 ②「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めるもの」の追加
9	武蔵野市福祉型住宅管理条例の一部を改正する条例 (例規P. 1679)	福祉型住宅及び単独福祉型住宅について、扶養する20歳未満の子が複数の場合の子育て世帯用住宅を新たに設けるほか、所要の改正をするものである。 ①子育て世帯用住宅（扶養する20歳未満の子が複数ある場合に限る。）の新設（武蔵野清岳苑：4戸） ②子育て世帯用住宅の新設（シティハウス吉祥寺：1戸、クレバール：1戸、エルベセッタ田家：1戸） ③ひとり親世帯用住宅の新設（シュロス武蔵野：1戸）
10	武蔵野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (例規P. 1848)	介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の施行による介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 ◎基準省令の改正に伴う改正 ①法人以外にも、「病床を有する診療所を開設している者」について、看護小規模多機能型居宅介護の事業者となれるようにする。 ②その他規定整備
11	平成30年度武蔵野市一般会計補正予算（第1回）	◎867万7千円補正減 (補正後の予算額635億4932万2千円) (主な内容) ・消防費 867万7千円補正減
12	平成30年6月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例 (当初議案書(2))	平成30年6月における武蔵野市議会議員の期末手当について定めるものである。 市議会議員に対して支給する平成30年6月分の期末手当の支給率は、2.175か月分とする。
13	平成30年6月における武蔵野市特別職の職員の期末手当に関する条例 (当初議案書(2))	平成30年6月における武蔵野市常勤特別職の職員の期末手当について定めるものである。 市長、副市長、監査委員及び教育長に対して支給する平成30年6月分の期末手当の支給率は、2.175か月分とする。
14	平成30年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当に関する条例 (当初議案書(2))	平成30年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当について定めるものである。 一般職の職員に対して支給する平成30年6月分の期末手当の支給率は、次のとおりとする。 ①部長級 0.925か月分 ②部長級以外の職員 1.225か月分 ③再任用職員 0.65か月分

(追加議案予定)

○ 武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を改正する条例□例規P. 1651)